

税制改正の あらまし

令和
4年度

はしがき

令和4年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

令和4年度税制改正は、「成長と分配の好循環の実現」「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」等を柱に改正が行われました。

法人税関係では、賃上げを積極的に支援するために「中小企業における所得拡大促進税制」「人材確保等促進税制」の見直し及び延長が行われたほか、地方の活性化やネットワーク整備を加速させる観点から「5G導入促進税制の見直し」「地方拠点強化税制の見直し」が講じられました。

所得税関係では、住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進するため「住宅ローン控除の見直し」「認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し」、資産税関係では、「法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長」「直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」などが講じられました。

その他、免税事業者が必要性を見極めながら適格請求書発行事業者になれるように「適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し」が行われたほか、電子取引の取引情報に係る電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、その保存制度に宥恕措置が講じられました。

本書は、令和4年度税制改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

令和4年5月

公益財団法人 全国法人会総連合

お　と　こ　と

目　次

I 法人税関係

1 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長	4
2 人材確保等促進税制の見直し	5
3 特定税額控除規定の不適用措置の見直し	6
4 中小法人の交際費課税の特例措置の延長	7
5 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し	8
6 オープンイノベーション促進税制の見直し	9
7 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し	10
8 固定資産取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳適用の明確化	11
9 5G導入促進税制の見直し	12
10 地方拠点強化税制の見直し	13

II 所得税関係

1 住宅ローン控除の見直し	14
2 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し	16
3 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し	17
4 既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除	18
5 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収制度の見直し	20

III 資産税関係

1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長	22
2 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し	23

IV 消費税関係

1 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し	24
-------------------------	----

I 法人税関係

1 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、所得拡大促進税制について、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大40%に引き上げられた上で、適用期限が1年延長されました。

【制度の概要】

所得拡大促進税制は、中小企業者等(※)が、前年度より給与等を一定割合以上増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。

※ 「中小企業者等」とは、青色申告書を提出する、以下のいずれかに該当する法人をいいます。

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

【改正の内容】

以下のように「税額控除率」及び「上乗せ要件」が見直されました。

	改正前		改正後	
【適用要件】				
■給与総額の増加率	雇用者全体の給与総額 →対前年度増加率1.5%以上		(変更なし)	
■税額控除	[控除率最大25%]		[控除率最大40%]	
■控除率	基本	雇用者全体の給与総額 対前年度増加額×15%		(変更なし)
	上乗せ (賃上げ)	+10%	雇用者全体の給与総額 →対前年度増加率2.5% 以上	+15% 雇用者全体の給与総額 →対前年度増加率2.5% 以上
	上乗せ (教育訓練費)		かつ 教育訓練費増加等の要件の 充足 (*1)	+10% (*2) 教育訓練費の対前年度增加 率10%以上 (*1)
■控除上限額	当期の法人税額×20%		(変更なし)	

* 1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上

→確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要

② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正後：廃止）

* 2 控除率15%の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計25%（基本15%+10%）

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

2 人材確保等促進税制の見直し

大企業が給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度が見直され、継続雇用者の給与総額を一定以上増加させた企業については、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%が控除されるように見直されました。

【制度の概要】

人材確保等促進税制は、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を図る観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額(※)の一定割合を法人税額から控除できる制度です。

※ 「新規雇用者給与等支給額」とは、国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対して、その雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。

【改正の内容】

以下のように「適用要件」が新規雇用者から継続雇用者に変更された上で、「税額控除率」が見直されました。

		改正前	改正後	
【適用要件】				
■給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額 →対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額(*2) →対前年度増加率3%以上	
■マルチステークホルダーへの配慮(*1)			従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること	
【税額控除】		[控除率最大20%]	[控除率最大30%]	
■控除率	基本	新規雇用者の給与総額×15%	雇用者全体の給与総額の 対前年度増加額×15%	
	上乗せ (賃上げ)		+10%	継続雇用者の給与総額 →対前年度増加率4%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+5%	+5%(*4)	教育訓練費の対前年度増加率 20%以上(*3)
■控除上限額		当期の法人税額×20%	(変更なし)	

* 1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業は、給与等の引上げの方針や、取引先との適切な関係の構築の方針等を、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出ることが要件

* 2 「継続雇用者の給与総額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のもの）に対する支給額をいいます

* 3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要

* 4 控除率10%の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計20%（基本15%+5%）

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げや投資に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置の要件が見直されました。

【制度の概要】

大企業について、以下の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他の一定の税額控除（特定税額控除（※））の規定を適用できないこととされています（ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外）。

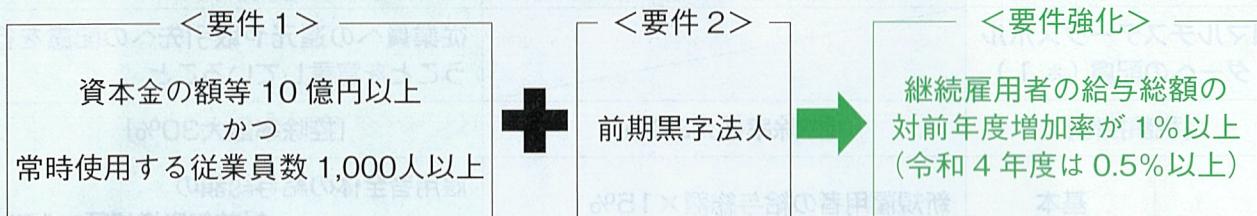
- ① その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること
- ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること

※ 「特定税額控除」とは、特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関する以下の租税特別措置の税額控除をいいます。

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

【改正の内容】

下記の要件1及び2のいずれにも該当する場合には、上記①の要件が強化されました。



適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31までの間に開始する各事業年度に適用されます。

4

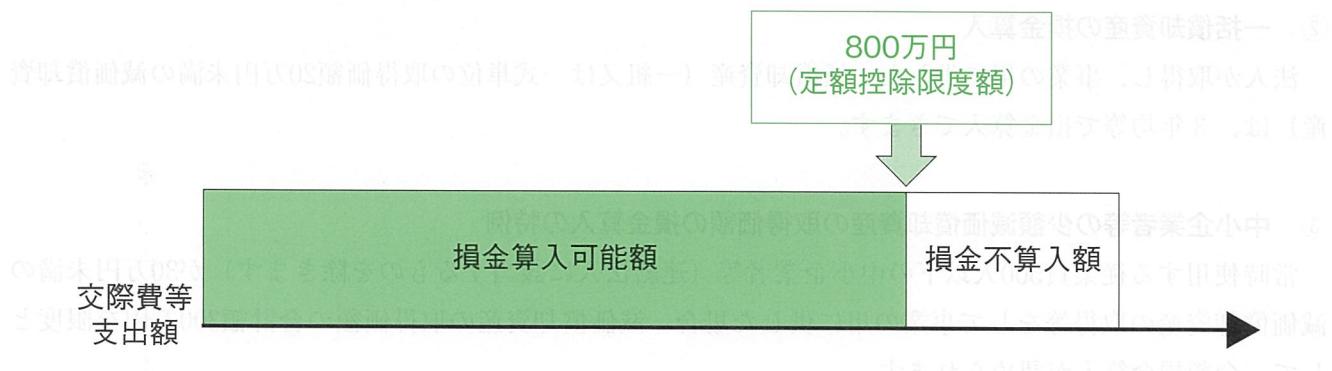
中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）及び接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。

【制度の概要】

法人が支出した交際費等（※）については、原則として損金不算入とされています。しかし、資本金等の額が1億円以下の中小法人については、特例として定額控除限度額800万円までの損金算入を認める措置（中小法人の交際費課税の特例措置）が設けられています。

■ 中小法人の交際費課税の定額控除限度額



※ 「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他の事業に関係のある者等に対する、接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出をいいます。

また、中小法人も含め、資本金等の額が100億円以下の大法人については、法人の支出した交際費等について、その支出した交際費等の額のうち接待飲食の額の50%までを損金算入できる特例措置も設けられています（中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置との選択適用が可能です）。

【改正の内容】

いずれの特例措置も適用期限が2年延長されました。

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

5

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます）の用に供した資産が除かれました。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。

【制度の概要】

① 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

法人が取得し、事業の用に供した少額の減価償却資産（一組又は一式単位の取得価額10万円未満の減価償却資産）は、供用年度において損金算入できます。

② 一括償却資産の損金算入

法人が取得し、事業の用に供した一括償却資産（一組又は一式単位の取得価額20万円未満の減価償却資産）は、3年均等で損金算入できます。

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

常時使用する従業員500人以下の中小企業者等（連結法人に該当するものを除きます）が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入が認められます。

	取得価額	償却方法
全ての企業	① 少額の減価償却資産 10万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)
	② 一括償却資産 20万円未満の減価償却資産	3年間で均等償却
中小企業者等	③ 中小企業者等の少額減価償却資産 30万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)

【改正の内容】

適用対象となる資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除きます）の用に供した資産が除かれました。また、「③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用期限が2年延長されました。

【適用時期】

適用対象の資産の見直しについては、令和4年4月1日以後取得等する減価償却資産から適用されます。また、③の改正については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等する減価償却資産に適用されます。

6

オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制について、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件等が見直され、適用期限が2年延長されました。

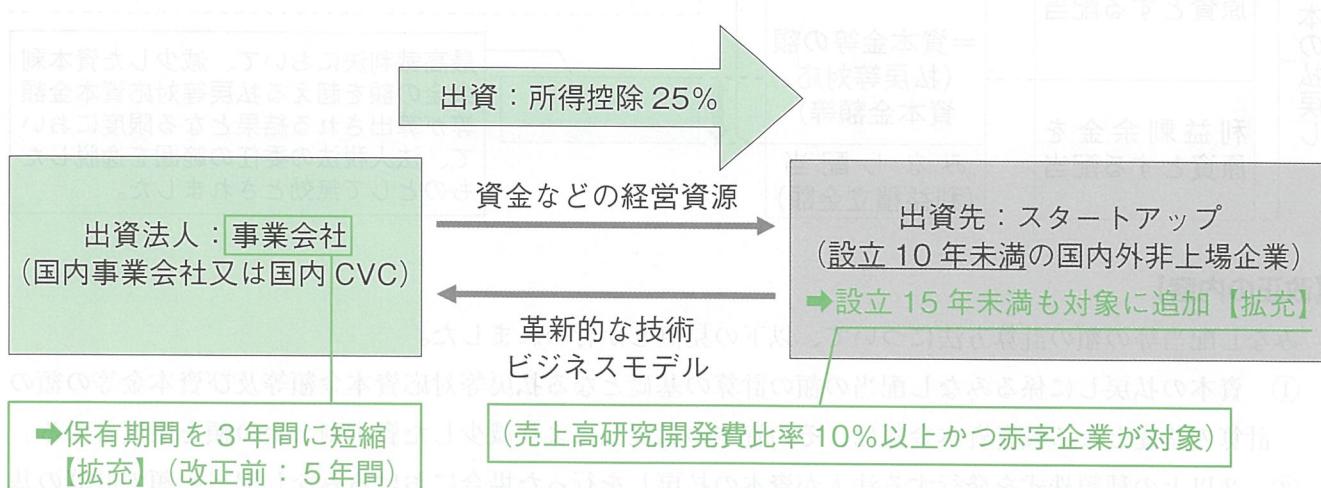
【制度の概要】

事業会社が、一定のベンチャー企業（産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者）の株式を出資の払込み（中小企業：1,000万円以上、大企業：1億円以上）により取得した場合には、その株式の取得価額の25%相当額の所得控除が認められます。ただし、各ベンチャー企業別に特別勘定として経理した金額が限度となります。

【改正の内容】

対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されました。

- ① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあっては、設立の日以後の期間が15年未満（改正前：10年未満）となります。
- ② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年（改正前：5年）となります。



適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の株式を取得した場合に適用されます。

7

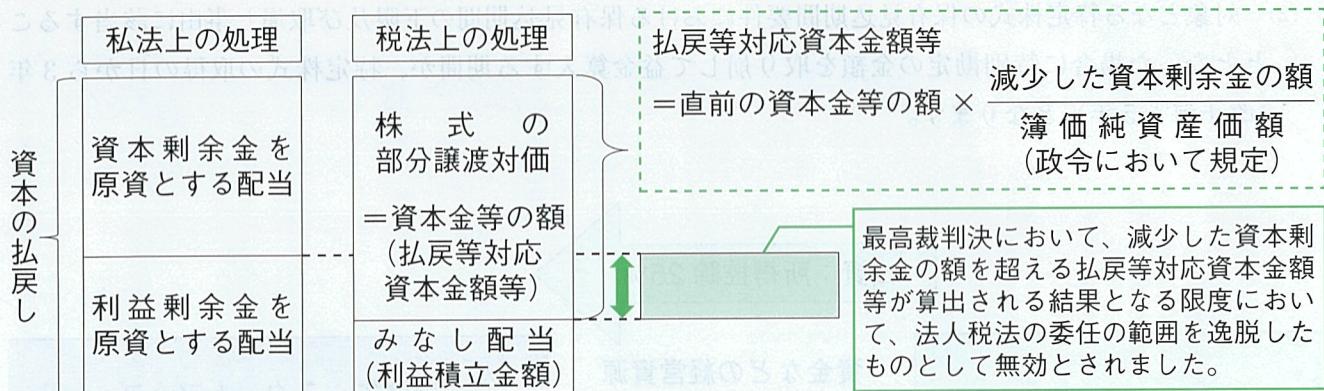
資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

最高裁判所令和3年3月11日判決では、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当（混合配当）に係る株式対応部分金額の計算方法につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である旨判示されました。そのため、混合配当があった場合に算出される直前払戻等対応資本金額等につき減少資本剰余金額を上限として取り扱うこととされました。

【制度の概要】

会社法等による配当手続によって行われた株主に対する金銭等の分配ではないものの、自己株式の取得などその経済的効果が配当と異なることがないもの等について、税法上、一定の金額を配当とみなして計算することとしています。また、会社法等による配当手続によるものであっても、資本の払戻し等利益のみの分配と異なる取扱いすべきものについてはみなし配当とすることとしており、税法上の「配当」として取り扱うのは、交付金額のうち投資元本の払戻し部分（払戻等対応資本金額等）を超える部分のみとしています。

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当で、簿価純資産価額が直前の資本金等の額より小さい場合



【改正の内容】

みなし配当等の額の計算方法について、以下の見直しが行われました。

- ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする。
- ② 2以上の種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとする。

適用時期

令和4年4月1日から適用されます。ただし、上記の取扱いは、過去に遡って適用されますので、納付税額等が過大となる場合、国税通則法の規定に基づき所轄の税務署に更正の請求を行うことができます。

8

固定資産取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳適用の明確化

近年、法人が固定資産の取得等をした後に、補助金等の交付主体が、その固定資産の取得等がその交付の目的に適合する固定資産の取得等であることを確認して補助金等を交付する実務（事後交付）が一般的となっています。そのため、法人が、固定資産の取得等の後に補助金等の交付を受けた場合（事後交付）でも、圧縮記帳制度が適用できるよう法令上明確化されました。

【制度の概要】

以下の①から⑤までの圧縮記帳（※）制度は、法人が、固定資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合した固定資産の取得等をした場合（事前交付）に制度の適用があることとされています。

- ① 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ② 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ③ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ④ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ⑤ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

※ 「圧縮記帳」とは、補助金や交換等で取得した資産の取得価額をその受贈益や譲渡益等に相当する額だけ減額し、その減額した部分を損金の額に算入することにより、一時的に課税利益を生じさせずに課税を繰延べる制度です。

【改正の内容】

上記の①から⑤について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合（事後交付）でも、圧縮記帳制度の適用があることが法令上明確化されました。

適用時期

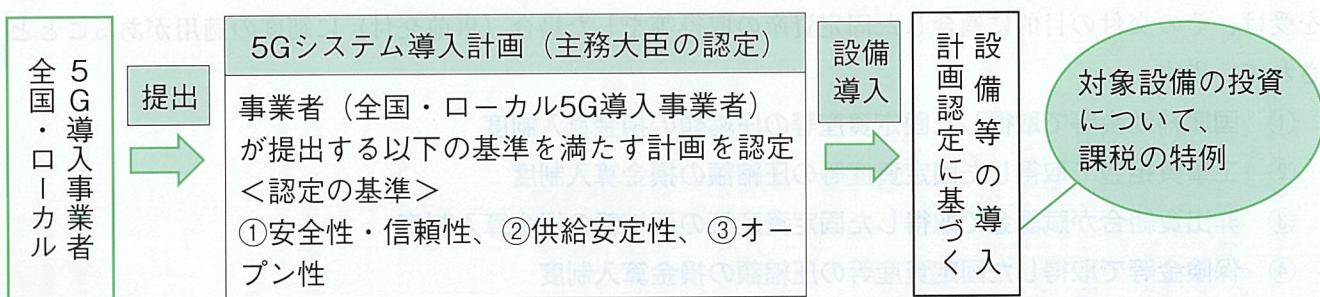
令和4年4月1日以後開始する各事業年度から適用されます。

9 5G導入促進税制の見直し

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、5G導入促進税制について、適用要件等の見直しを行った上で、適用期限が3年延長されました。

【制度の概要】

5G導入促進税制とは、5G法（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律）の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備（認定特定高度情報通信技術活用設備）の取得等をした場合に、税額控除又は特別償却の適用を受けることができる制度です。



【改正の内容】

以下のように税額控除率が段階的に引き下げられ、対象設備の要件が見直されました。

■ 課税の特例の内容（控除額は当期法人税額の20%を上限）

対象事業者	税額控除		特別償却
全国5G導入事業者	条件不利地域 (*1)	(改正前) : 15% 令和4年度: 15% 令和5年度: 9% 令和6年度: 3%	30%
	その他の地域	(改正前) : 15% 令和4年度: 9% 令和5年度: 5% 令和6年度: 3%	
ローカル5G導入事業者	(改正前) : 15% 令和4年度: 15% 令和5年度: 9% 令和6年度: 3%		30%

*1 別途定める過疎地域等の条件不利地域を指します。

■ 対象設備

全国5Gシステム(*2・3)	ローカル5Gシステム(*4)
・基地局の無線設備（屋外に設置する親局・子局）	・基地局の無線設備 ・交換設備 ・伝送路設備（光ファイバを用いたもの） ・通信モジュール

*2 マルチベンダー化・SA（スタンドアロン）化したものに限ります。

*3 その他の地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限ります（令和5年度末まで）。

*4 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限ります。

適用時期

令和4年4月1日から令和7年3月31までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備に適用されます。

10

地方拠点強化税制の見直し

企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限が2年延長され、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。

【制度の概要】

地方拠点強化税制は、本社機能を地方に移転等を行った場合、法人税の税額控除などの優遇措置を受けることができる制度です。地方にある企業の本社機能を拡充する「拡充型」、東京23区から地方に本社機能を移転する「移転型」があり、それぞれ一定要件の下、オフィス減税と雇用促進税制の適用を受けることができます。

なお、同税制を適用するには、移転・拡充先となる都道府県知事に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受ける必要があります。

【改正の内容】

(1) オフィス減税

制度概要	特定業務施設の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%
適用要件	【対象】特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】2,500万円（改正前：2,000万円）以上（中小企業者1,000万円以上）
認定期限	認定日の翌日以後3年（改正前：2年）を経過するまでに取得し、事業の用に供すること

(2) 雇用促進税制

制度概要	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、次の金額の合計を税額控除
	①新規雇用者（有期雇用又はパートの新規雇用者を除きます） → 1人当たり90万円（50万円+上乗せ分40万円（*））
	②転勤者（特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した人数） → 1人当たり80万円（40万円+上乗せ分40万円（*））
適用要件	①適用年度中の特定業務施設の雇用者増加数（有期又はパートの新規雇用者を除きます）が2人以上 → 改正後：廃止されました。 ②適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
対象雇用者	①特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日において特定業務施設に勤務する者 → 改正後：認定日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者が加えられました。 ②改正後：有期雇用又はパートタイムである転勤者が除外されました。

* 特定業務施設の所在地が近畿圏及び中部圏の中心地である場合は、上乗せ分は30万円になります。

注 その他、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件について、関係法令の改正を前提に①拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件、②特定業務施設の範囲——などが見直されます。

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合について適用されます。

II 所得税関係

1 住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進するとともに、既存の住宅ストックの有効活用を促す観点から、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が見直され、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講じた上で、適用期限が4年延長されました。

【制度の概要】

住宅ローン控除とは、個人が金融機関等から住宅ローンを借りて住宅を購入又は新築等した場合、一定の要件を満たすことで、所得税の減税を受けることができる制度です。

原則として減税が受けられる期間は10年間ですが、特別特例取得（※）をして令和3年中に居住の用に供した場合は13年間になります。

※ 「特別特例取得」とは、住宅の購入金額等に10%の消費税が含まれている場合で、契約締結日が次の場合である住宅の取得等をいいます。①請負契約（注文住宅）の場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、②売買契約（分譲住宅・中古住宅）の場合：令和2年12月1日～令和3年11月30日。

【改正の内容】

住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に省エネ性能等の高い認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH（※）水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）に居住の用に供した場合、新築住宅や中古住宅を問わず、住宅借入金等の年末残高（借入限度額）、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について見直しを行った上で、適用期限が4年延長されました。

※ 「ZEH」とは、断熱、省エネ、創エネで、住宅の年間エネルギー消費量を正味で、おおむねゼロにする住宅をいいます。

（支考する旨告白書のイーハル又は監査官）告白書の印		（（※）印式Oと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人
（支考する旨告白書のイーハル又は監査官）告白書の印	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人
（支考する旨告白書のイーハル又は監査官）告白書の印	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人
（支考する旨告白書のイーハル又は監査官）告白書の印	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人
（支考する旨告白書のイーハル又は監査官）告白書の印	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人	（（※）印式OBと印式A+印式B）印式OBの式當人

		改正後			
	入居年	令和4・5年	令和6・7年		
新築住宅・買取再販 住宅(*1)の 借入限度額	認定住宅(*2)	5,000万円	4,500万円		
	ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	3,500万円		
	省エネ基準 適合住宅	4,000万円	3,000万円		
	その他の住宅 (*4)	3,000万円	2,000万円		
中古住宅の 借入限度額	認定住宅(*3)	3,000万円			
	その他の住宅 (*4)	2,000万円			
控除率	0.7%				
控除期間	新築住宅・買取再販住宅：13年(*5) 既存住宅：10年				
所得要件	合計所得金額2,000万円以下				
床面積要件	50m ² 以上 (合計所得金額1,000万円以下：40m ² 以上。 ただし令和5年までに建築確認を受けた新築住宅に限る)				

- * 1 買取再販住宅とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいいます。
- * 2 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅をいいます。
- * 3 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅をいいます。
- * 4 その他の住宅とは、省エネ基準を満たさない住宅をいいます。
- * 5 入居年が令和6・7年の「その他の住宅」については10年となります。

適用時期

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

2 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

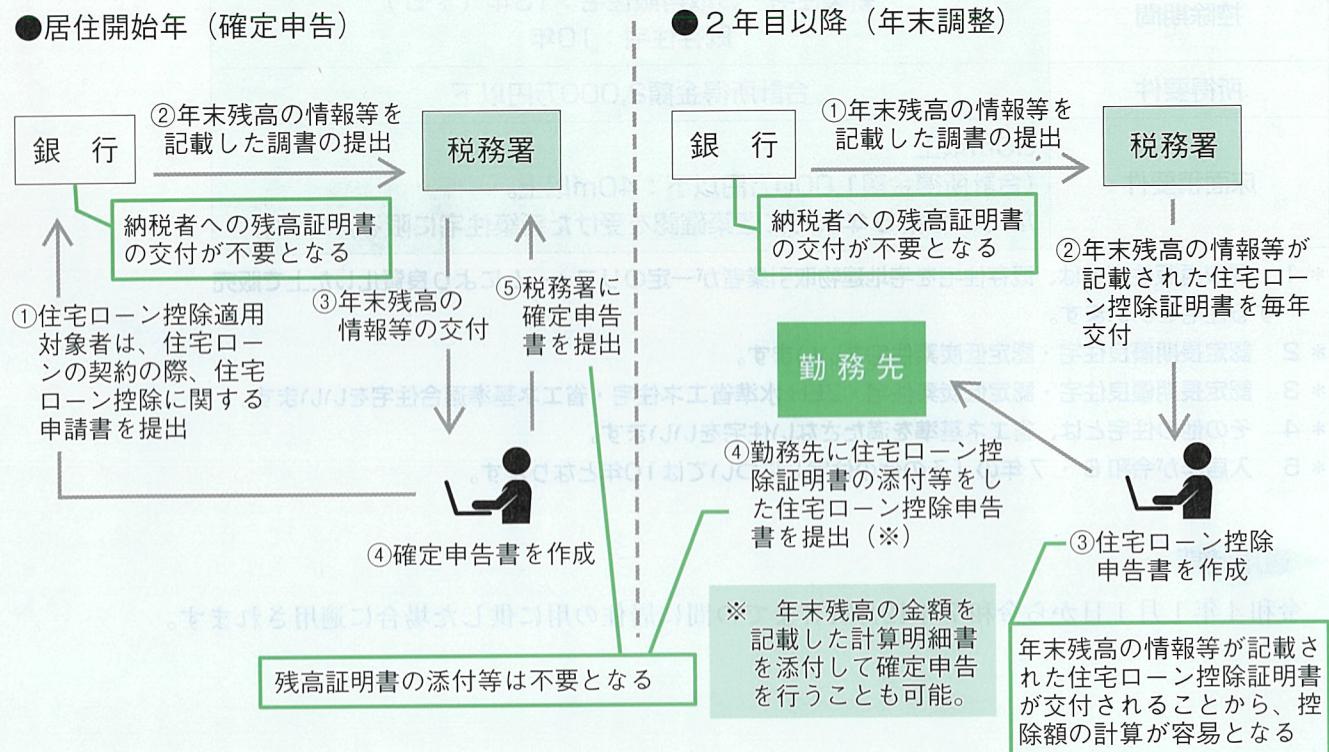
納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直されました。

【制度の概要】

確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際に、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければならないとされています。

【改正の内容】

住宅ローン控除に係る申告手続等について、納税者が住宅ローン控除に関する申請書を銀行等に提出すれば、銀行等が年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとされました。これにより、納税者の残高証明書の提出又は提示は不要とされました。



適用時期

居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告・年末調整について適用されます。

3

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用対象を見直した上で、適用期限が2年延長されました。

【制度の概要】

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、個人が、国内において認定住宅（認定長期優良住宅や認定低炭素住宅）の新築・購入（新築等）をして、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定基準の適合に必要な標準的なかかり増し費用の10%相当の金額を控除することができる制度です。

【改正の内容】

適用対象住宅にZEH水準省エネ住宅を加えた上で、適用期限が2年延長されました。

なお、認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、認定住宅の新築等をした場合の住宅ローン控除との選択適用となります。

	改正前	改正後
居住年	平成26年～令和3年	令和4・5年
対象住宅	認定住宅	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅
控除対象限度額	650万円（＊）	
控除率	10%	

* 認定住宅の新築等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%以外の場合は500万円となります。

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

4

既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除

既存住宅の改修を行うことにより、既存の住宅ストックの有効活用を促す観点から、特定の改修工事（耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修・三世代同居改修・耐久性向上改修）を行った場合の所得税額の特別控除が見直されました。

【制度の概要】

- ① 既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除（住宅耐震改修特別控除）
個人が、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります）について住宅耐震改修を行った場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができる制度です。

工事完了年	控除対象限度額		控除率
	消費税率が8%又は10%の場合	それ以外	
平成26年4月1日から令和3年12月31日まで	250万円	200万円	10%

- ② 既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除

個人が、自己が所有している居住用家屋について一定の工事を行った場合において、当該家屋をその者の居住の用に供したときに、一定の要件の下で、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができる制度です。

対象工事	控除対象限度額		控除率
	消費税率が8%又は10%の場合	それ以外	
バリアフリー改修工事	200万円	150万円	
省エネ改修工事	250万円（350万円）	200万円（300万円）	
三世代同居改修工事	250万円	—	
耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円（350万円）	—	10%
耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円（600万円）	—	

注（）内は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額となります。

【改正の内容】

① 既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除（住宅耐震改修特別控除）

令和4年及び令和5年に耐震改修工事を行った場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が以下のとおり見直された上で、適用期限が2年延長されました。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	250万円	10%

② 既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除

特定の改修工事を行い令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事の費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が以下のとおり見直された上で、適用期限が2年延長されました。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和4年 令和5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%
	省エネ改修工事	250万円（350万円）	
	三世代同居改修工事	250万円	
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円（350万円）	
	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円（600万円）	

注 () 内は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額となります。

また、上記①又は②の対象工事を行い、当該家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住（工事の日から6月以内に限る）の用に供した場合は、一定の要件の下で、その年分の所得税額から次の金額の合計額の5%に相当する金額が控除できます。

- ア 当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限る）の合計額
- イ 当該耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

適用時期

①の改正については、令和4年及び令和5年に耐震改修工事を行った場合に適用されます。②の改正については、令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合に適用されます。

本冊子は、令和4年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。今後の改正等の動向にご留意ください。

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

令和4年度 税制改正のあらまし

令和4年5月発行

発行 公益財団法人 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番地6
FAX 03(3357)6682

禁無断転載

